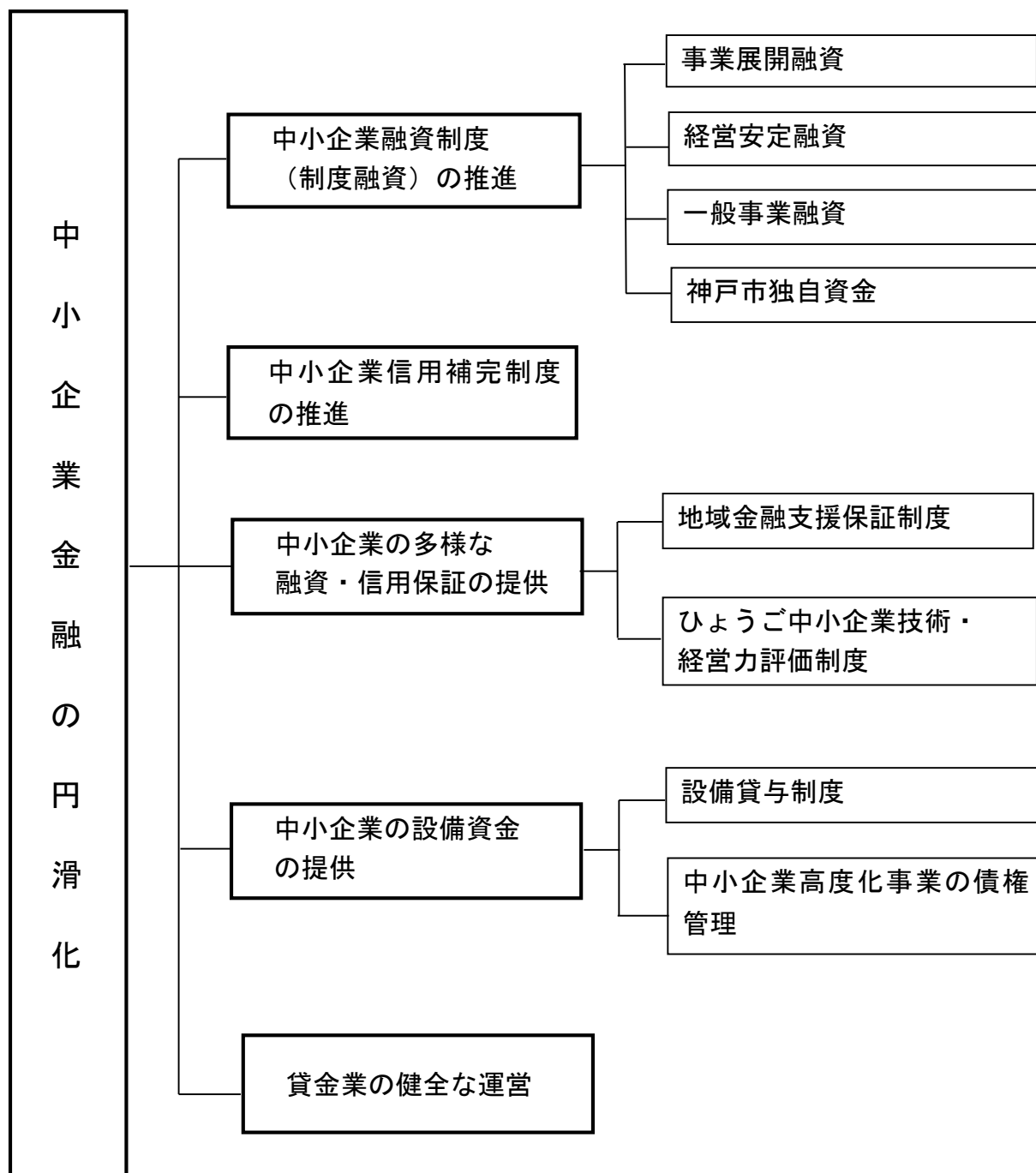


中小企業金融の円滑化について

	ページ
令和4年度 地域経済課（金融関係）施策体系表	2
1 中小企業を取り巻く環境	3
2 中小企業融資制度（制度融資）の推進	
（1）制度融資の概要	5
（2）令和4年度における主な新規・拡充措置	8
（3）コロナ禍及び原油・原材料価格高騰の影響を受ける中小企業者への金融支援策	10
3 中小企業信用補完制度の推進	
（1）中小企業信用補完制度の概要	14
（2）信用保証の実績	14
（3）県制度融資に係る損失補償	15
4 中小企業の多様な融資・信用保証の提供	17
5 中小企業の設備資金の提供	
（1）設備貸与制度	18
（2）中小企業高度化事業の債権管理	18
6 貸金業の健全な運営	20

令和4年度 地域経済課（金融関係）施策体系表

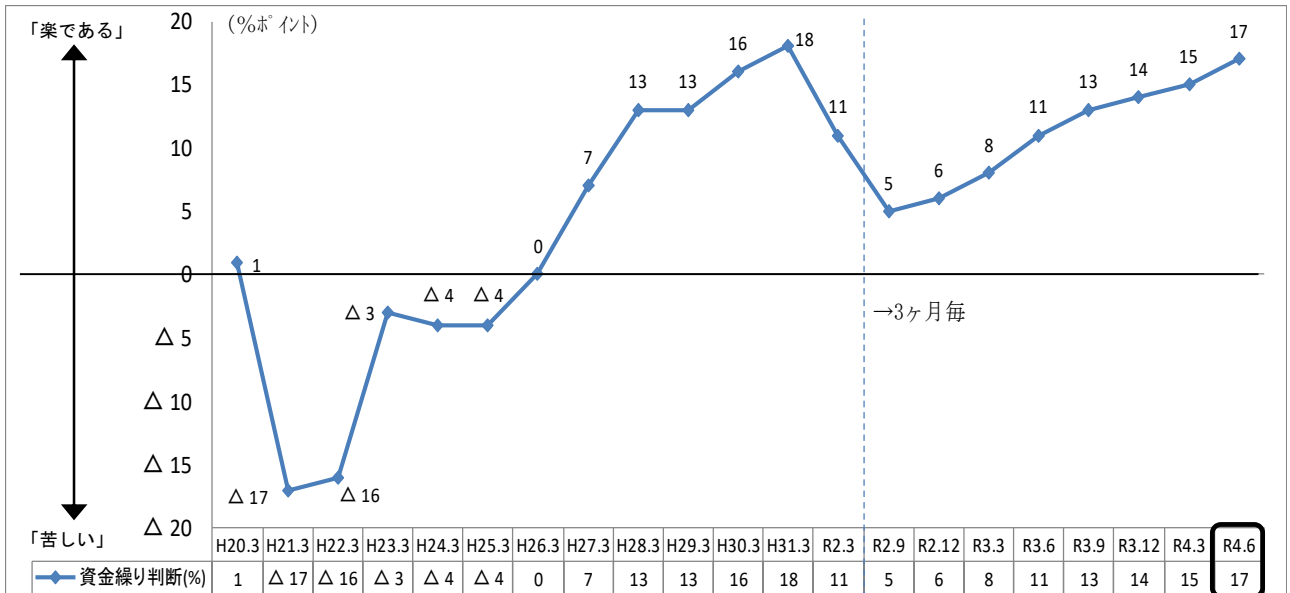


1 中小企業を取り巻く環境

(1) 資金繰り動向

令和4年6月の県内「中小企業（全産業）」の資金繰り判断DIは17%ポイントと「楽である」が上回った。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月から減少に転じたが、令和2年12月から7期連続で増加するなど改善傾向を示している。

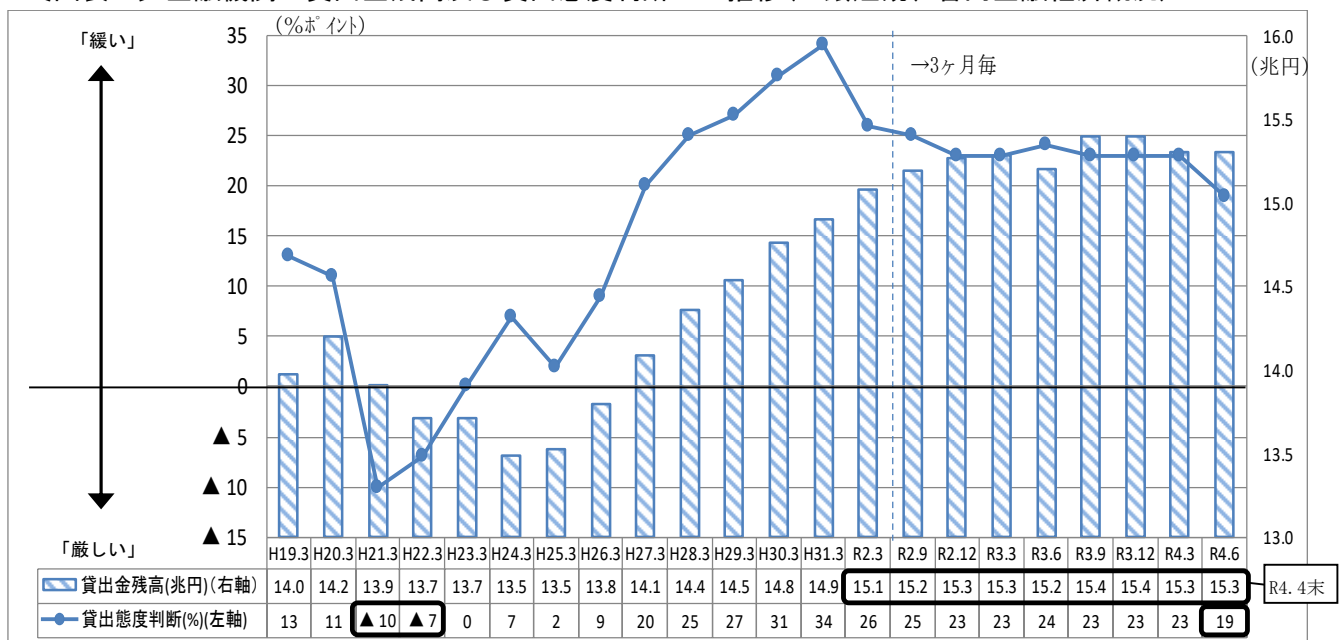
〔図表1〕 中小企業の資金繰り判断DIの推移（日銀短観）



※ 資金繰り判断DI「中小企業（全産業）」：「楽である」－「苦しい」・%ポイント

令和4年6月の「中小企業」に関する金融機関の貸出態度判断DIは19%ポイントと「緩い」が上回った。今後、資金繰り環境は厳しい方向へ進む可能性もあるが、金融部門が痛手を受けたリーマンショック（平成20年秋、以下同様）時と比べると高い水準にある。

〔図表2〕 金融機関の貸出金残高及び貸出態度判断DIの推移（日銀短観、管内金融経済概況）



※ 金融機関の貸出態度判断DI「中小企業（全産業）」：「緩い」－「厳しい」・%ポイント

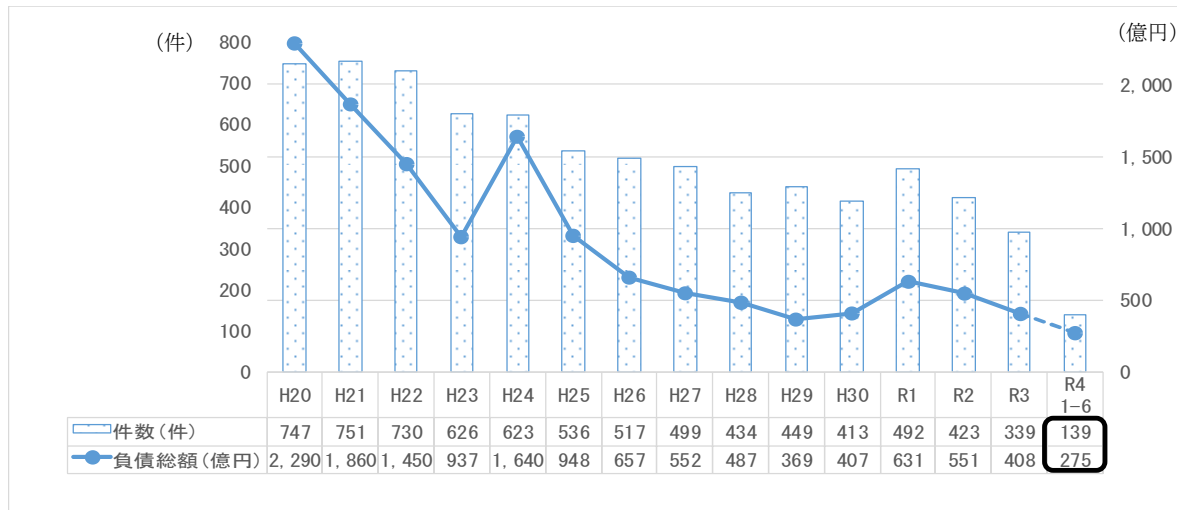
(注) 日銀の主要金融関連指標の定義・公表項目見直しに伴い、令和3年2月以前の数値と接続しない（以下、同様）

(2) 企業倒産動向

令和4年1～6月の県内企業倒産件数は、前年比で12.0%減少し139件となった。（負債総額は1件大型倒産があったことから前年同期比20.5%増の275億円）

各種支援策や緊急融資の効果等もあり、県内の企業倒産は足元では低い水準で推移しているものの、先行きは不透明であり、今後もその動向には予断を許さない。

〔図表3〕企業倒産件数及び負債総額の推移（東京商工リサーチ）



※ R3.1～6月 倒産件数：158件、負債総額：228億円

(3) 設備投資動向

県内の令和3年度設備投資は、製造業では資源価格上昇等による収益圧迫で一部投資先送りの動きがみられるものの、全業種で観ると堅調に推移。その反動で令和4年度設備投資（計画）は非製造業を中心に前年度から減少すると見込まれている。

〔図表4〕中小企業の設備投資増減率（産業別、日銀短観）

（単位：％）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度(計画)
兵庫県	全業種	29.1	13.1	△1.2
	製造業	33.5	△24.7	14.5
	非製造業	25.4	54.8	△9.6
全国 (※)	全業種	△8.5	6.2	△1.4
	製造業	△12.4	6.8	4.8
	非製造業	△6.3	5.9	△4.6

※ 全国の「令和4年度（計画）」は「2022年6月 第193回 全国企業短期経済観測調査」より

(4) 金利動向

貸出金利については、長期プライムレート（最優遇貸出金利）は1%前後の水準が続いているが、県内の貸出約定平均金利は令和4年2月末で1.056%と引き続き低下している。

〔図表5〕金利動向（日銀神戸支店 管内金融経済概況等）

（単位：％）

区分	プライムレート		貸出約定平均金利（兵庫県）	
	長期	短期	長期	短期
R2.2月末	0.95	1.475	1.169	1.206
R2.8月末	1.00	1.475	1.114	1.009
R3.2月末	1.00	1.475	1.083	0.974
R3.8月末	1.00	1.475	1.064	0.628
R4.2月末	1.10	1.475	1.056	0.871
R4.7月7日現在	1.20	1.475	-	-

2 中小企業融資制度（制度融資）の推進

中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、金融機関や信用保証協会と協力して、低利・固定・長期の資金による中小企業融資制度(制度融資)を実施する。

(1) 制度融資の概要

① 多様なニーズに対応した資金供給

中小企業者の多様な資金ニーズにきめ細かく対応するため、その目的に応じて4種類の低利融資を行っている。

令和4年度融資枠は、コロナ禍後の経済回復については先行き不透明感が強いことから、急激な経済状況の悪化等のリスクに備え、コロナ禍前の融資枠(R1年度3,600億円)の1.5倍となる5,000億円を確保し、中小企業への資金供給に万全を期す。

〔図表6〕 制度融資の区分と融資枠

(単位：億円)

区 分	目 的	融 資 枠				説 明
		資 金 名	R3	R4	R4-R3	
ア 事業展開融資	創業や新分野への進出など中小企業の前向きな取組を支援	事業展開融資計	900	1,000	100	前向きな事業展開を支援
		うち新分野進出	250	285	35	
		うち新規開業	100	120	20	
イ 経営安定融資	セーフティネットとして中小企業の資金繰りを支援	経営安定融資計	6,300	3,000	▲ 3,300	急な資金需要に対応するセーフティネット機能の確保
		うちコロナ対策	6,220	2,700	▲ 3,520	
ウ 一般事業融資	通常の設備・運転資金を供給	一般事業融資計	680	880	200	通常の資金供給への支援
		うち長期資金	300	300	0	
エ 神戸市独自資金	神戸市内の事業者を支援	神戸市独自資金計	120	120	0	市との連携・協調
合 計			8,000	5,000	▲ 3,000	

② 金融機関への預託

県は制度融資を取り扱う金融機関に、県資金を融資原資の一部として無利子で預託することにより、中小企業者へは低利・固定・長期の融資が実行される。

累計で1兆円を超えるゼロゼロ融資の大量実行による融資残高の増加に伴い、令和2年度以降、預託金も大幅に増加している。

〔図表7〕 直近の預託額実績

(単位：百万円)

項 目 名	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 当初
中小企業制度 資金貸付金	145,532	606,095	735,745	624,441

③ 融資利率

制度融資の融資利率は、長期プライムレートの動向や経済情勢、経済指標等を踏まえ総合的に判断のうえ、適宜見直しを行う。

〔図表 8〕 近年の融資利率見直し時の考え方と主要資金の利率推移

区 分		平成28年 4 月～	平成28年10月～	令和 3 年 4 月～
融資利率見直しの考え方		○保証料引下げ割合の減少により、保証料率と融資利率を合計した事業者負担が前年度を上回らないよう、融資利率を引下げ 〔※事業展開融資(除く立地資金)で保証料引下げ [H27年度 30%→H28年度 20%]〕	○長プラの低下を踏まえ、一律0.25%引下げ	○長プラの上昇等を踏まえ、事業展開融資の一部について0.15～0.20%引上げ
主な貸付	新規開業貸付	0.70% (△0.30%)	0.45% (△0.25%)	0.60% (+0.15%)
	設備投資促進貸付	0.95% (△0.15%)	0.70% (△0.25%)	0.90% (+0.20%)
	長期資金	1.75% (± 0.0%)	1.50% (△0.25%)	1.50% (± 0.0%)
	経営円滑化貸付	1.05% (± 0.0%)	0.80% (△0.25%)	0.80% (± 0.0%)

〔図表 9〕 八大都道府県の主な制度融資利率

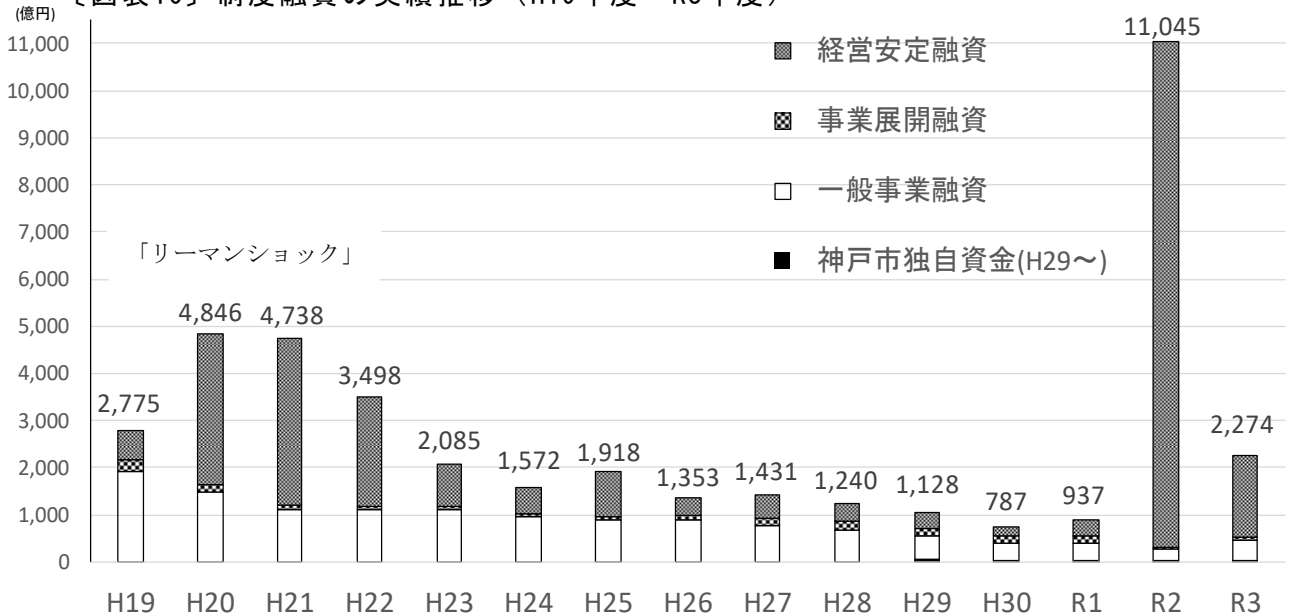
兵庫県制度融資			八大都道府県 (兵庫以外)						
資金名	利率 (現行)	平均	北海道	東京都	神奈川県	愛知県	京都府	大阪府	福岡県
新規開業貸付	0.60	1.50	1.70	2.00	1.80	1.10	1.20	1.40	1.30
設備投資促進貸付	0.90	1.77	1.90	2.20	—	1.20	—	所定 (1.20以下)	—
長期資金	1.50	2.05	2.10	所定	2.60	1.70	所定	—	1.80
経営円滑化貸付	0.80	1.53	1.20	2.20	1.80	1.50	1.20	所定	1.30

④ 制度融資の実績推移

(a) リーマンショック発生前後からの推移

新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りひっ迫等を受け、令和2年度の融資実績は過去最高となる1兆1,045億円まで増加。ゼロゼロ融資終了後の令和3年6月以降の資金需要は落ち着き、令和3年度の融資実績は2,274億円となった。

〔図表10〕 制度融資の実績推移（H19年度～R3年度）



(b) 令和3年度の状況

- ア 事業展開融資：件数・金額とも増加（事業拡大意欲が緩やかに回復）
- イ 経営安定融資：ゼロゼロ融資終了後、資金需要は落ち着き大幅減
- ウ 一般事業融資：件数・金額とも増加。（ゼロゼロ融資に利用が流れていた一般的な事業資金が徐々に増加）

〔図表11〕 直近の制度融資実績（R4年度を含む）

（単位：件、億円）

区分	利率(R4)	令和2年度①		令和3年度②		前年度比 ②÷①		令和4年度 (R4.5月末時点)		前年同期比	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ア 事業展開融資		492	42	721	67	146.5%	158.0%	100	7	109.9%	101.5%
新分野進出資金	0.90%、1.10%	95	11	208	23			40	4		
設備投資資金	0.90%	188	20	230	21			28	2		
立地資金	0.75%	0	0	4	8			0	0		
観光・商業資金	(R4～統合により廃止)	0	0	5	1			(統合により廃止)			
開業資金	0.60%	209	12	274	14			32	1		
イ 経営安定融資		59,633	10,715	8,935	1,730	15.0%	16.1%	368	60	6.0%	4.5%
経営安定資金	0.70%～1.40%	59,468	10,661	8,774	1,696			343	53		
うちコロナ関連	0.7%(伴走型0.9%)	59,424	10,652	8,710	1,681			336	51		
借換資金	1.50%	165	54	161	34			25	8		
うちコロナ関連	0.70%	161	53	151	32			24	7		
ウ 一般事業融資		1,692	276	3,533	464	208.8%	168.3%	653	79	240.1%	236.8%
長期資金	1.50%	422	49	1,067	120			180	19		
短期資金	1.50%	151	18	194	22			33	3		
小規模資金	1.20%、1.40%	475	21	1,030	44			206	9		
経営活性化資金	金融機関所定	644	188	1,242	278			234	48		
うちコロナ関連	金融機関所定	626	185	1,176	268			224	46		
エ 神戸市独自資金	0.80%～1.40%	287	12	350	14	122.0%	112.4%	59	2	143.9%	119.8%

※ 端数処理(小数点以下2位まで入力)の都合により必ずしも内数の合計と合計額とは一致しない

(2) 令和4年度における主な新規・拡充措置

① 中小企業等における経営改善・成長力強化への支援 (R4予算 1,201,000千円)
(地方創生臨時交付金)

ゼロゼロ融資の返済が本格化し、令和5年5月からは事業者の利子負担も始まることから、今後返済に窮する事業者の増加が懸念される。このため、事業者の経営状況を熟知した金融機関が事業者に対して実施する「金融・非金融」両面の総合的な伴走支援に補助を行い、県・金融機関が協調して事業者の経営改善を促進する。

(a) 内 容 金融機関が、事業者(※1)に対して、「伴走型経営支援特別貸付」と同程度(※2)の伴走支援を実施する場合に県が補助を実施

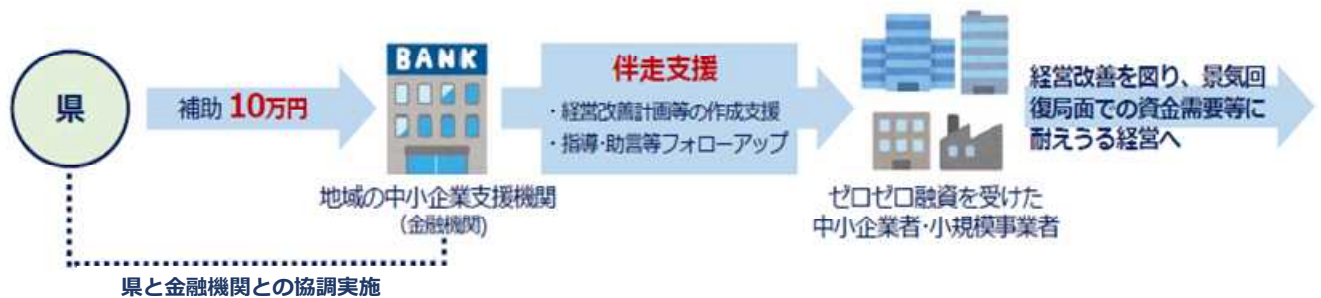
(b) 補助金額 10万円

(※1) ゼロゼロ融資を受けた中小企業者・小規模事業者

(※2) 伴走支援の実施内容(例)

- ・「経営改善・成長戦略計画書」の作成支援
- ・四半期に一度、事業者と面談、計画の実行状況に関する指導・助言等フォローアップの実施
- ・上記に基づき、「フォローアップ報告書」を作成

〔図表12〕 中小企業経営改善・成長力強化支援事業の概要



〔図表13〕 申請状況

申請金融機関	24金融機関 (ゼロゼロ融資実行金融機関：51金融機関)
支援事業者数	【当初募集時】 10,306事業者 (85.9%) 【追加募集後】 12,000事業者 (100%)

② 「伴走型経営支援特別貸付」の借換要件緩和

中小企業者の返済負担軽減や早期の経営改善のため、金融機関がより伴走支援しやすいよう、借換対象要件を緩和

	見直し前	要件緩和後
借換要件	借換資金の1/2以上は、県制度融資の借入残高であること	県制度融資1/2以上の要件を撤廃 (兵庫県信用保証協会付融資の既往借入金まで広く対象)

③ 貸付メニューの見直し

中小企業者や金融機関等、利用者が分かりやすいよう整理・統合を実施するとともに、他資金で対応可能なものを廃止

(コロナ対策資金を除くメニュー数：現行 40 メニュー → 23 メニュー)

〔図表 14〕 貸付メニュー見直し整理表

＜見直し前＞(40メニュー)			＜見直し後＞(23メニュー)		
資金名			資金名		備考
事業展開融資	新分野進出資金	事業承継支援貸付	新分野進出資金	事業承継支援貸付	類似メニューなし
		第二創業貸付		事業応援貸付	業況の拡大、回復のための取り組みを支援
		経営革新貸付			
		事業応援貸付			
		海外市場開拓支援貸付			
		新技術・新事業創造貸付			
	設備投資資金	設備投資促進貸付	設備投資資金	設備投資促進貸付	幅広く設備投資を支援
		テレワーク・就労環境充実貸付			
		防災促進貸付			
	立地資金	拠点地区進出貸付	立地資金	拠点地区進出貸付	拠点地区で包含
産業団地進出貸付					
観光・商業資金	商店街活性化貸付	廃止（設備投資促進貸付）に統合			
	空き店舗等再生貸付				
	観光・にぎわい応援貸付				
	受動喫煙対策整備貸付				
	旅館等雇用対策貸付				
ユニバーサル資金	ユニバーサル推進貸付	廃止（長期資金、経営円滑化貸付で利用可能）			
開業資金	新規開業貸付	開業資金	新規開業貸付	類似メニューなし	
	再挑戦貸付		再挑戦貸付	類似メニューなし	
経営安定融資	経営安定資金	経営円滑化貸付	経営安定資金	経営円滑化貸付	経営の安定に支障が生じた場合の支援
		危機対応貸付		災害対応貸付	災害時に制度設計
		災害対応貸付			
		連鎖倒産防止貸付		廃止（経営円滑化貸付）に統合	
		金融変化対策貸付		廃止（長期資金、経営円滑化貸付等で利用可能）	
		企業再生貸付		企業再生貸付	類似メニューなし
	経営力強化貸付	経営力強化貸付	類似メニューなし		
借換資金	借換等貸付	借換資金	借換等貸付	類似メニューなし	
一般事業融資	長期資金	長期資金			類似メニューなし
	短期資金	短期資金			類似メニューなし
	小規模資金	小規模無担保貸付	小規模資金	小規模無担保貸付	特別小規模貸付を超える資金需要に対応
		無担保無保証人貸付		特別小規模貸付	小口零細企業保証(100%保証)利用前提
	経営活性化資金	経営活性化資金	経営活性化資金	経営活性化資金	類似メニューなし
神戸市独自資金（メニュー数：7）		神戸市独自資金（メニュー数：7）		神戸市にて検討	

(3) コロナ禍及び原油・原材料価格高騰の影響を受ける中小企業者への金融支援策

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への金融支援策

(a) これまでの経緯

- ・令和2年1月31日 中小企業のための金融対策特別相談窓口の設置
- ・令和2年2月18日 金融機関に既往債務に係る返済緩和のための条件変更等の弾力的運用を要請（以降、R3. 2. 17、R4. 2. 18にも再度要請）
- ・令和2年2月25日 「新型コロナウイルス対策貸付」の創設
（以降、順次新型コロナウイルス対策6資金を創設）

(b) 新型コロナウイルス対策資金の概要〔図表15〕

資金名	実施期間	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資 限度額	融資期間 (据置期間)
① 新型コロナウイルス対策貸付	R2. 2. 25～ R4. 10. 31 (※1)	セーフティネット(SN)保証の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.7% (0.8% ※2)	2.8億円	10年(2年) 以内
② 経営活性化資金	R2. 3. 16～ R4. 10. 31 (※1)	迅速な融資審査		金融機関所定 (0.8% ※2)	5,000万円	10年(1年) 以内
③ 借換等貸付		県制度融資の借換		0.7% (0.8% ※2)	2.8億円	
④ 伴走型経営支援特別貸付	R3. 4. 1～ R5. 3. 31	保証料の一部補助、金融機関の伴走支援により早期の経営改善を促進		0.9% (0.2% ※3)	6,000万円	10年(5年) 以内

(※1) 実施期間の終期については、SN保証4号の指定期間延長に合わせて延長
SN保証4号の指定期間終了とともに終了予定

(※2) SN保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で1.15%）

(※3) SN保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で0.60%）

[制度終了分]

新型コロナウイルス危機対応貸付	R2. 3. 16～ R3. 12. 31	①のさらに別枠利用	危機関連保証	0.7% (0.8%)	2.8億円	10年(2年) 以内
新型コロナウイルス感染症対応資金 (無利子・無保証料)	R2. 5. 1～ R3. 5. 31	最大で当初3年間無利子、保証料免除	SN保証4号 SN保証5号	当初3年 0% 4年目以降0.7% (最大0.0%)	6,000万円	10年(5年) 以内
新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付	R2. 6. 22～ R3. 5. 31	保証料全額免除	危機関連保証	0.7% (0.0%)	5,000万円	10年(2年) 以内

(c) 融資累計実績（7月1日時点（速報値））〔図表16〕

（金額単位：百万円）

資金名	件数	金額
① 新型コロナウイルス対策貸付	4,352	77,034
② 経営活性化資金	2,201	53,649
③ 借換等貸付	355	9,635
④ 伴走型経営支援特別貸付	908	17,726
小計(ア)	7,816	158,044

[制度終了分]

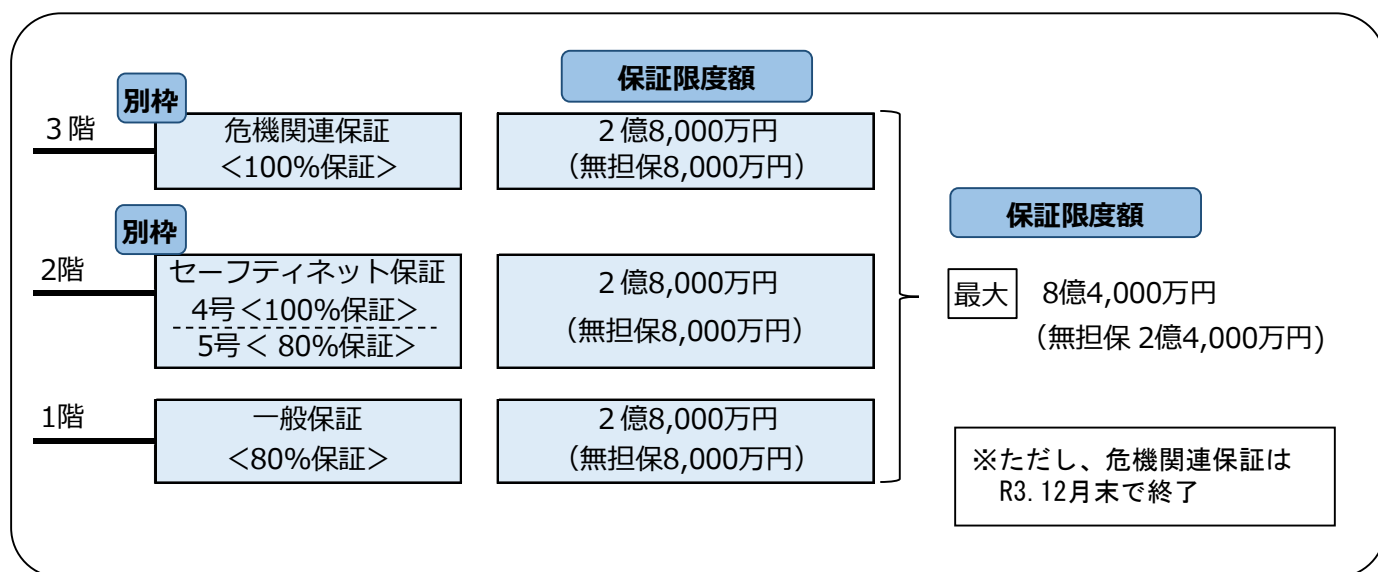
新型コロナウイルス危機対応貸付	2,080	57,895
新型コロナウイルス感染症対応資金 (無利子・無保証料資金)	58,532	1,005,838
新型コロナウイルス保証料応援貸付	4,047	104,620
小計(イ)	64,659	1,168,353

合計(ア+イ)	72,475	1,326,397
---------	--------	-----------

[図表17] コロナ関連融資で利用される主な保証制度について

制度	保証割合	指定期間	特 徴	概 要	対 象 者
SN 保証 5号	80%	・現在599業種指定 (四半期毎に指定) 〔R2. 5. 1～R3. 7. 31〕 (全業種指定)	一般保証 とは別枠 で利用可 能	<u>全国的に業況の悪化</u> している業種に属す る中小企業者を支援	指定業種に属する事業を行って おり、最近1か月間の売上高等と その後2か月間を含む3か月間の 売上高等の見込みが、それぞれ 前年同期比 <u>5%以上減少</u>
SN 保証 4号	100%	R2. 3. 2～R4. 9. 30 〔概ね3ヶ月毎に 都道府県の要請 を受け延長〕		<u>特定地域の災害その 他突発的な事由</u> に起 因して売上高等が減 少している中小企業 者を支援	指定を受けた災害等の発生に起 因し、最近1か月間の売上高等と その後2か月間を含む3か月間の 売上高等の見込みが、それぞれ 前年同期比 <u>20%以上減少</u>
危機 関連 保証			R2. 2. 1～R3. 12. 31 (R3. 12月末で終了)	別枠(SN 保証)の さらに別 枠で利用 可能	<u>突発的に生じた大規 模な経済危機、災害 等</u> の事象により売上 高等が減少している 中小企業者を支援

[図表18] 信用保証の概要について



② 原油・原材料価格高騰の影響を受ける中小企業者への金融支援策

(a) これまでの経緯

- ・ 令和3年11月9日 原油価格上昇に関する金融特別相談窓口設置
- ・ 令和3年12月13日 「経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰）」の要件緩和実施
- ・ 令和4年3月2日 ウラ付け情勢・原油価格上昇に関する金融特別相談窓口設置

(b) 「経営円滑化貸付（原油・原材料価格高騰）」の要件緩和の概要

原油価格及び原材料価格の高騰により影響を受ける県内中小企業者に対し、「経営円滑化貸付（原油価格高騰）」及び「経営円滑化貸付（原材料価格高騰）」について要件緩和を実施

区 分	経営円滑化貸付（原油価格高騰）	経営円滑化貸付(原材料価格高騰)
対 象 者	<p>(要件緩和前)</p> <p>県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の全てに該当する者</p> <p>①売上原価のうち、原油等の仕入価格が20%以上を占める</p> <p>②最近1か月間の原油等の平均仕入単価が、前年同期比で20%以上上昇</p> <p>③最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期比で上昇</p>	<p>(要件緩和前)</p> <p>県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の全てに該当する者</p> <p>①最近3か月間の売上原価が、前年同期比で10%以上増加</p> <p>②最近3か月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で減少</p>
	<p>(要件緩和後)</p> <p>①、② 同上</p> <p>③価格の引き上げが困難であるため、最近3か月間(当面の間、「最近1か月間」での算定も可とする)の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期比で上昇</p>	<p>(要件緩和後)</p> <p>①最近3か月間の売上原価が、前年同期比で10%以上増加</p> <p>②最近3か月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で減少 (当面の間、いずれも「最近1か月間」での算定も可とする)</p>
資金使途	運転資金	
貸付利率	0.80%	
融資限度額	1企業・1組合 1億円	
融資(据置)期間	10年以内(2年以内)	

〔図表19〕 令和4年度 中小企業融資制度資金別一覧表

資金名		主な融資対象（要件等）	融資枠	融資限度額	融資利率（%）	融資（据置）期間	
事業展開融資	新分野進出資金	事業応援貸付	285億円	1億円	1.10	10(2)年	
		事業承継支援貸付		事業承継を行う者	2億8,000万円		0.90
	設備投資資金	設備投資促進貸付	①設備の新設・更新を行う者 ②策定したBCPに基づき施設の耐震改修等防災関連対策を行う者 ③ホテルや旅館の新築又は改修を行う者	480億円	①3億円 ②15億円 ③30億円	0.90	①10(2)年 ②、③15(2)年
	立地資金	拠点地区進出貸付	県が指定した拠点地区に進出し、県内常用雇用者を11人(促進地域は6人)以上雇用する者	110億円	100億円	0.75	15(2)年
	開業資金	新規開業貸付	新たに事業を開始する者	120億円	3,500万円 (経営者保証免除貸付500万円)	0.60	10(1)年
		再挑戦貸付	個人事業主又は法人の経営者で、経営状況悪化による事業廃止又は解散後、適正な事業計画により再起業を図る者	5億円	2,000万円		15(3)年
経営安定融資	経営安定資金	経営円滑化貸付	最近3か月間の売上が前年同期に比べ5%以上減少している者 等	230億円	1億円	0.80	10(2)年
		災害対応貸付	県が指定する災害により、事業所等に被害を受けた者	-	災害の規模・態様等に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う		
		新型コロナウイルス対策貸付	最近1か月間の売上が前年同期に比べ5%以上減少している者、又は売上高等が減少し、セーフティネット保証4号・5号の認定を取得した者	500億円	2億8,000万円	0.70	10(2)年
		伴走型経営支援特別貸付	セーフティネット保証4号・5号(売上減少率が15%以上のものに限る)の認定を取得、または所定の売上要件を満たした者で、経営行動に係る計画書を策定した者(保証料の一部補助)	2,000億円	6,000万円	0.90	10(5)年
		企業再生貸付	中小企業活性化協議会の支援を受け、今後の再生が見込める者	50億円	2億円	1.40	15(5)年
		経営力強化貸付	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定等を行う者	20億円	2億8,000万円	1.00	設備 7(1)年 運転 5(1)年 借換 10(1)年
	資金借換	借換等貸付	中小企業融資制度等の既往借入金の借換により、経営の安定・改善が見込まれる者	200億円	1億円	1.50	10(1)年
		借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)	中小企業融資制度等の既往借入金の借換により、経営の安定・改善が見込まれる者で、最近1か月間の売上が前年同期に比べ5%以上減少している者、又は売上高等が減少し、セーフティネット保証4号・5号の認定を取得した者		2億8,000万円	0.70	
	一般事業融資	長期資金	長期の一般的な運転資金を必要としている者	300億円	5,000万円	1.50	10(2)年
		短期資金	短期の一般的な運転資金を必要としている者	80億円	3,000万円		1年 又は0.5年
小規模資金		小規模無担保貸付	常時雇用する従業員20人(商業・サービス業5人)以下の者	50億円	2,500万円	1.40	7(0.5)年
		特別小規模貸付		185億円	2,000万円	1.20	
経営活性化資金		取扱金融機関と1年以上の与信取引のある者	265億円	設備 5,000万円 運転 3,000万円	金融機関所定	設備 7(1)年 運転 5(0.5)年	
経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)	取扱金融機関と1年以上の与信取引のある者で、最近1か月間の売上が前年同期に比べ5%以上減少している者、又は売上高等が減少し、セーフティネット保証4号・5号の認定を取得した者	運転 5,000万円		10(1)年			
神戸市独自資金	こうべ挑戦企業支援貸付	神戸市に主たる事業所があり、事業拡張や雇用増を伴う設備投資を行う者	3億円	1億円	(拡張) 0.85 (雇用) 0.80	拡張10(2) 雇用10(2)、7(2)	
	こうべ経済変動対策貸付	神戸市が指定する災害により、事業所等に被害を受けた者	11億円	災害の規模・態様等に応じて、被災の都度迅速かつ適切に制度設計を行う			
	こうべ季節貸付	神戸市に主たる事業所がある者で、夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする者	30億円	4,000万円	別途定める	0.5年	
	小規模無担保貸付 (こうべ小規模)	無担保・無保証人貸付 (こうべ無担保)	神戸市に主たる事業所がある者で、常時雇用する従業員20人(商業・サービス業5人)以下の者	5億円	400万円	1.40	7(1)年
		特別小規模貸付 (こうべおうえん)		1億円		1.20	
		特別小規模貸付 (こうべおうえん)		60億円			
こうべ若者支援貸付		10億円					
合計		-	5,000億円	-	-	-	

3 中小企業信用補完制度の推進

(1) 中小企業信用補完制度の概要

(R4予算 763,000千円)

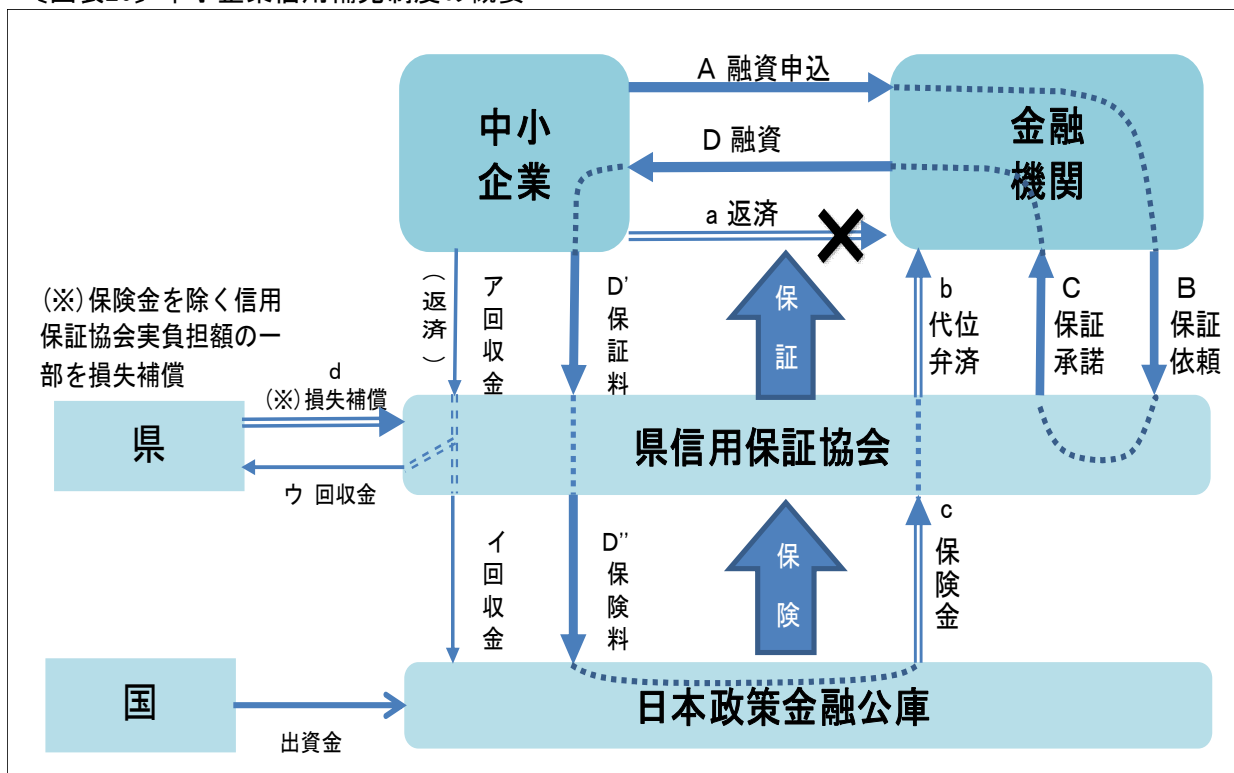
① 信用保証制度

- (i) 信用力に乏しい中小企業が金融機関から借入を行う際に、信用保証協会が保証を行うことにより、その信用力を補い、資金繰りを円滑化する。(図表20 A~D、D')
- (ii) 中小企業者が返済不能となった場合、信用保証協会は中小企業者に代わって金融機関に対して借入金の返済(代位弁済)を行う。(図表20 a・b)
- (iii) 金融機関から中小企業への積極的な融資を促進するため、制度融資では信用保証協会の保証を付けることを原則としており、その信用保証料率は(一社)全国信用保証協会連合会が作成した「信用保証料ガイドライン」に沿って、中小企業の定性要因等を加味し、各協会において決定される。

② 信用保険制度

信用保証協会は(株)日本政策金融公庫と保険契約を結び、代位弁済を行った際には、その一部(70~90%)を保険金として受領する。(図表20 D''、c)

〔図表20〕 中小企業信用補完制度の概要



(2) 信用保証の実績

① 保証承諾の状況

令和3年度に兵庫県信用保証協会が受け付けた保証申込に対する保証承諾率は、89.2%程度となっている。また、保証債務期末残高も全国4位と、中小企業に対して積極的・弾力的な信用保証に取り組んでいる。

② 代位弁済の状況

令和3年度の保証債務平均残高(1,910,546百万円)に対する代位弁済率(0.61%)は、全国平均(0.57%)を上回ったものの、令和2年度実績(0.97%)を下回り低水準となった。

〔図表21〕兵庫県信用保証協会の実績

(単位：件、百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		前年同期比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ア 保証申込	27,950	465,327	78,522	1,480,543	20,397	327,639	26.0%	22.1%
イ 保証承諾	27,731	461,323	75,472	1,369,229	18,830	292,252	24.9%	21.3%
ウ 保証承諾率	99.2%	99.1%	96.1%	92.5%	92.3%	89.2%		
(全国平均)	(94.8%)	(91.3%)	(92.7%)	(87.5%)	(103.1%)	(104.4%)		
(本県)	(99.0%)	(98.6%)	(94.2%)	(90.5%)	(99.8%)	(99.2%)		
エ 条件変更の承諾	16,205	210,288	15,718	210,636	15,642	204,177	99.5%	96.9%
オ 保証債務期末残高	90,772	1,110,403	127,976	1,880,480	130,917	1,879,278	102.3%	99.9%
(全国順位)	7位	4位	6位	4位	5位	4位	-	-
カ 代位弁済(元利)	1,643	18,710	1,295	15,861	940	11,706	72.5%	73.8%
キ 代位弁済率(年間)	-	1.71%	-	0.97%	-	0.61%	-	-
(全国平均)	-	(1.64%)	-	(0.69%)	-	(0.57%)	-	-

(注) 上表ウ「保証承諾率」は、年度をまたぐ保証承諾を行った場合、保証申込と同年度に保証承諾を計上するよう調整した数値を記載。なお、全国平均は年度またぎの調整をしていないため、下段()書き部分に本県の調整前の保証承諾率を参考記載。

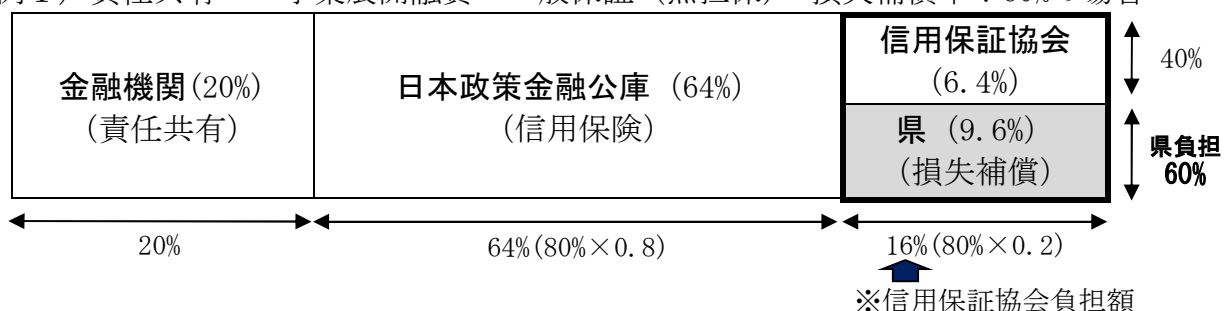
(3) 県制度融資に係る損失補償

① 損失補償の概要

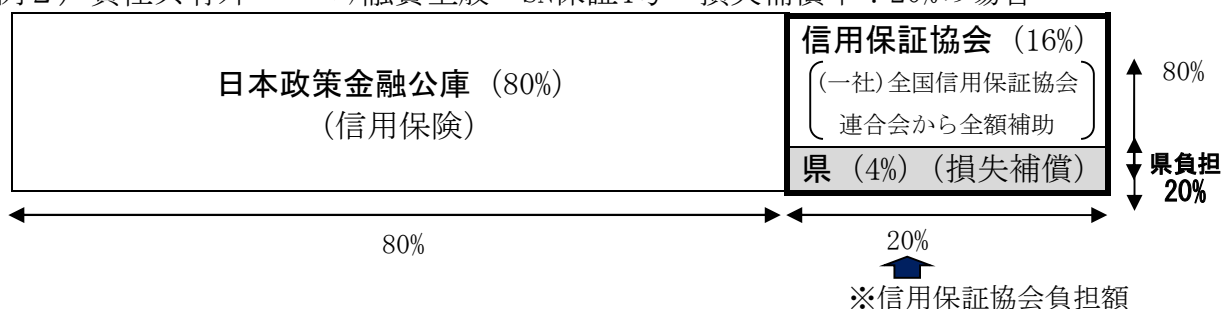
信用保証協会が債務者に代わって金融機関に対し代位弁済した場合は、代位弁済額の一部について県が損失補償を行い、これにより協会の積極的な保証承諾を促す。

損失補償額は、代位弁済額から信用保険を除いた信用保証協会負担額に、一定率(損失補償率20~80%)を乗じて算出する。

(例1) 責任共有 — 事業展開融資・一般保証(無担保)・損失補償率：60%の場合



(例2) 責任共有外 — コト融資全般・SN保証4号・損失補償率：20%の場合



② 損失補償の実績

令和2年度以降、各種支援策や緊急融資の効果等により、現段階では損失補償発生が抑止されている。

今後、ゼロゼロ融資の返済が本格化するなか、返済に窮する事業者や、それに伴う代位弁済の増加が懸念される。

〔図表22〕 過去3年間の損失補償実績

(件、百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
損失補償	436	461	420	366	253	217
対前年比	107.7%	108.5%	96.3%	79.4%	60.2%	59.3%

[参考/21年度損失補償：2,084件 2,683百万円]

4 中小企業の多様な融資・信用保証の提供

(1) 多様な融資・保証の仕組みづくり

県と（株）商工組合中央金庫が連携し、支援を実施

① 地域金融支援保証制度 (R4予算 13,603千円)

商工中金が融資保証（無担保・第三者保証人なし）を実施し、中小企業の資金調達を支援する。

ア 融資限度額 1億円（ただし、運転資金は5,000万円）

イ 融資期間 1年以上10年以内（ただし、運転資金は1年以上7年以内）

ウ 融資利率 金融機関所定金利（変動又は固定）

〔図表23〕 利用実績

(単位：件、百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年6月
件数	21	4	9	1
金額	444	73	207	30

(2) 物的担保に頼らない資金調達等への支援

県と（公財）ひょうご産業活性化センターが連携し、支援を実施

① ひょうご中小企業技術・経営力評価制度 (R4予算 6,652千円)

技術力・成長性を有している中小企業に対して、産業活性化センターが技術力・成長性等を評価した評価書を発行し、円滑な資金調達や企業価値向上を支援する。

ア 評価対象者 県内中小企業（創業後1年以上）

イ 評価項目 製品・サービス、市場性・将来性、実現性・収益性、経営力を総合評価

ウ 評価手数料 標準評価型：10.5万円／オーダーメイド型：21万円（うち1/3は県が負担）

〔図表24〕 利用実績（融資約定件数・金額）

(単位：件、百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年6月
発行件数	111	104	91	20
融資約定件数	139	116	79	7
融資約定金額	3,228	3,196	3,019	220

※融資実績(約定件数、金額)は5月現在

5 中小企業の設備資金の提供

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化等に必要な設備の導入を支援するため、割賦販売又はリースによる設備貸与制度を実施する。

また、中小企業高度化事業等の貸付金について、債務者の状況に応じたきめ細かい債権管理を実施する。

(1) 設備貸与制度 (R4 貸与規模 2,200,000 千円)

- ① 小規模企業者等設備貸与支援制度 (県と(独)中小企業基盤整備機構による貸付スキーム)
経営革新への取組みに必要な設備を(公財)ひょうご産業活性化センターが購入し、小規模企業者等に割賦販売又はリースする。

ア 事業規模	22億円 (機構1/3、県1/3、センター1/3)
イ 対象企業規模	従業員20人以下
ウ 貸与限度額	1企業につき1億円
エ 貸与割合	購入価格の100%以内
オ 割賦損料	年 0.70%~1.95%
カ リース料率	月 0.966%~2.959%
キ 償還期間	3年~10年

〔図表25〕小規模企業者等設備貸与支援制度の実績 (単位：件、百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年6月
件数	113	88	87	17
金額	1,339	842	843	154

② 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した支援措置

直近3か月間の売上高等が新型コロナウイルス感染症の影響を主な原因として前年同時期比5%以上減少している場合は最長3年間、設備貸与制度利用企業の割賦損料又はリース料について、申出に基づき支払を猶予する契約条件の変更を実施する。

(2) 中小企業高度化事業の債権管理 (R4予算 16,187千円)

① 中小企業高度化事業の概要

中小企業者が共同して経営基盤強化のために組合等を設立し、工場やショッピングセンターを建設する事業等に対して、県と(独)中小企業基盤整備機構が一体となり、資金及び経営指導の両面から支援する。(融資期間:20年以内、最優遇金利:無利子)

② 債権管理の状況

- (i) 本制度は産業振興、産地保護及び公害対策等のための政策性の高い貸付であり、阪神・淡路大震災の復旧貸付も含まれる。大型店舗の outlet による競争激化、輸入品との競合等により経営悪化した組合等が多く、令和3年度末で21件、62億3千万円の収入未済が発生している。
- (ii) 滞納の防止や収入未済額の縮減に向けて、平成25年度より債権管理推進本部を設置。全庁的な債権管理体制の下で貸付先へのコンタクトや交渉をより密に行い、事業の継続と債権回収のバランスに配慮しながら債権管理を行っている。

(a) 正常償還中の案件

決算書を含む経営状況を県に報告することとしており、償還に係る懸念の発生等について、(独)中小企業基盤整備機構と連携してモニタリングを実施している。

(b) 条件変更案件

経営改善計画書を県に提出することとしており、事態が悪化する前に中小企業診断士を機動的に派遣するなど企業の自助努力を促すべく経営面への支援を行うとともに、償還条件の変更についても柔軟に対応している。

(c) 延滞案件

ア 事業継続中の案件

償還財源の確保に向けて経営指導を行いながら、分割納付を進めている。案件によっては、債権回収専門会社を活用した償還交渉にも取り組んでいる。

イ 事業廃止した案件

法的措置を含む担保処分や連帯保証人に対する請求等により、粘り強く回収を進めている。案件によっては、債権回収専門会社を活用した連帯保証人調査にも取り組んでいる。

ウ 回収不能案件

連帯保証人を含め無資力等により回収が見込めない案件については、条例に基づき債権放棄等の整理を進めている。

〔図表26〕 中小企業高度化資金 残高推移

(単位：組合、百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		制度創設からの実績累計		
	組合	金額	組合	金額	組合	金額	組合	金額	
貸付残高	85	18,464	78	17,108	73	16,004	696	142,828	
	条件変更	44	11,678	44	10,467	40			9,422
	延滞 (収入未済)	22	6,289	21	6,267	21			6,230

6 貸金業の健全な運営

(R4予算 1,786千円)

(1) 貸金業の登録

貸金業を営む場合、貸金業法に基づく登録が必要であり、県内には令和4年6月末現在で、県民局長・県民センター長登録業者が28業者ある。

〔図表27〕登録貸金業者数の推移（県民局長・県民センター長登録）

（単位：者）

区分	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年6月末
業者数	36	33	27	28

参考：2以上の都道府県に営業所を設置する「大臣登録業者(本社兵庫県)」が別途2業者ある。

(2) 指導監督等

① 業務規制

登録業者には、過剰貸付けの禁止、貸付条件の掲示、誇大広告の禁止、契約書面や受取証書の交付、取立て行為の規制、貸金業務取扱主任者の設置等の規制がある。

② 県の監督権限

各県民局・県民センターにおいて登録業者に対する定期的な立入検査を実施し、貸金業者の法令等の遵守の徹底及び業務の適正な運営の確保を図る。

違法・不適切な業務を行っている業者には、業務改善命令や業務停止命令、登録取消処分などを講じる。

(3) 消費者金融利用者対策の実施

各県民局・県民センターに相談窓口を設置し、消費者からの相談・苦情に応じる。

資金需要者向け啓発用パンフレットを作成し、適切な返済計画のない安易な利用やヤミ金・悪質業者被害等の防止を図る。

〔図表28〕相談・苦情件数の推移

（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年6月
相談	39	24	34	6
苦情	0	0	0	0